

# 植民地統治前半期台湾における法院通訳の使用言語

— 北京官話への依存から脱却へ —<sup>1)</sup>

岡 本 真 希 子

本稿は、日本の植民地統治下台湾における法院通訳の使用言語について、統治前半期（1898～1918年）に焦点をあてて検討し、北京官話への依存から脱却してゆく過程を明かにする。第2章では台湾社会における言語使用状況を、1905年の臨時台湾戸口調査を用いて確認する。第3章では法院通訳の使用言語（官話／「土語」）に関する論争を、通訳制度（複通訳制度／単通訳制度）のあり方とともに検討する。第4章では、高等官法院通訳の合計10名の個々の経歴を用いて検討する。その際には、江戸時代から明治時代への移行期における北京官話学習者との関係に着目し、開国以降の近代日本の北京官話学習者の軌跡を台湾からとらえかえすことも試みる。

## 1 はじめに

本稿は、日本の植民地統治下の台湾における法院通訳の使用言語について検討するものである。日本が台湾を領有し植民地帝国として外縁を膨張させてゆくなかで、多言語社会の植民地期台湾において司法の場を言語でつなぐ人材は、どこから供給され、どのような変遷を経てゆくのだろうか。

植民地官僚組織である台湾総督府には、本国の裁判所に相当する法院が設置されたが、本国の裁判所にはない制度として、常設の法院通訳<sup>2)</sup>がおかれていた。法院における使用言語には固有の規定はなく、本国と共通の「裁判所構成法」により「日本語」が基本とされていた。しかし、法院設置から2年後の1898（明治31）年7月に法院通訳が創設され、統治末期まで常設されており、通訳を媒介して複数の言語が法院で使用されていたことがわかる<sup>3)</sup>。

ここで台湾の言語について簡単に説明しておく。台湾では、先住民（台湾での現在の呼称は「原住民」）に加えて、16世紀以降に、主に対岸にある中国大陸の福建省からの漢族系の移民が進み、台湾の西部地域を開拓しながら移民社会を構築していった。彼

等の言語の多くは福建省で用いられるもので、「福建語」「閩南語」「台湾語」などと呼ばれた。台湾語は、いわゆる北京語とは異なる発音であり、正書法を持たない。台湾領有時の日本では「清国語」「清語」などとして北京官話の系統<sup>4)</sup>が学習の主流となっていたが、植民地台湾においては、エリート層が使用する北京官話に加えて、台湾語のほか、広東語(客家語)や原住民の言語(「蕃語」)などの複数の現地社会の言語を総称して、台湾総督府では「土語」と呼ぶこともあった(第2章で詳述)<sup>5)</sup>。

こうした言語状況を踏まえて、法院通訳に関する先行研究について、通訳・通訳者研究全般を視野にいれて大きく分類すると、以下の三点があげられよう。第一に台湾語通訳に関する研究、第二に日本における「中国語」教育史に関する研究、第三に、日清戦争期の陸軍通訳に関する研究である。

第一の台湾語通訳に関しては、台湾語を含む「土語」話者や、かれらによる台湾「風俗」採集活動<sup>6)</sup>、1908年に台湾で創刊された台湾語学習雑誌『語苑』に関するものなどがあげられる。特に『語苑』の幹部には法院通訳や法院雇員が多く含まれていたことから、台湾語学習者としての法院通訳たちが着目されてきた<sup>7)</sup>。また、法院通訳の多くは下級官僚に相当する判任官<sup>8)</sup>であることから、下級官僚研究という性質をあわせ持つ。

第二に、日本における「中国語」教育史に関しては、明治中期までの「中国語」教育の変遷や「中国語」人材に着目した六角恒廣の研究が代表的なものである。その対象は参謀本部の清国派遣留学生や東京外国語大学・日清貿易研究所などで、それらが生み出した「中国語」教材や人材などを、詳細に跡付けている。しかし六角の研究は、台湾に関しては「中国語(閩南語)」と呼ぶなど「中国語」と台湾語(閩南語)の差異に着目しておらず<sup>9)</sup>、また、「国語」(日本語)普及による「中国語(閩南語)」駆逐として両者の関係をとらえている。しかし、近年の台湾史研究では、1940年代まで継続する法院通訳や警察による官僚組織内の台湾語通訳育成や<sup>10)</sup>、「国語」(日本語)普及と並存する台湾語社会との重層的な構造などが明らかにされており<sup>11)</sup>、台湾における言語の使用状況については、多角的な視点からの再検討が必要であろう。

第三の日清戦争期の陸軍通訳に関しては、統治初期台湾における通訳の供給源ともかわる問題である。富田哲の研究では、日清戦争期の軍部における通訳経験者と台湾領有後の通訳業務関係者とのかわりを指摘し、あわせて、日本人の台湾語学習は台湾統治とともに始まったと指摘している<sup>12)</sup>。しかし、そもそも陸軍通訳として動員された通訳たちについては、いかなる履歴をもち、どのようにして清国語を学んだのかなど、未検討の部分が多い。

以上の先行研究から指摘できるのは、台湾語人材育成以前の状況に関する研究が不十分ということである。また、台湾語人材に関する研究についても、1895年から1910年代に至る期間は研究の空白期といえる。本稿筆者はこの点に着目して、1910年以前の法院通訳の任用状況や民族比率について『職員録』<sup>13)</sup>を用いて数量的分析をしたことがあるが<sup>14)</sup>、その際には、法院における使用言語の状況や、求められる人材の素養などは、ほぼ未検討のままであった。

そこで本稿では、さらに台湾領有以前の本国における北京官話学習者<sup>15)</sup>にも着目しつつ、北京官話を使用する法院通訳と、台湾語をふくむ「土語」通訳との両者を視野に入れながら検討を試みる。なお、以下、本稿では、北京官話を使用する通訳について当時の呼称である「官話通訳」用い、北京官話については、官話と略すこともある。また、前掲拙稿では日清戦争期の呼称のなかから「清国語」を使用したが、本稿では日本統治下の台湾における呼称である「清語」を使用する（以下、カギカッコは略す）<sup>16)</sup>。

本稿の対象時期は、法院通訳設置当初の1898（明治31）年から、1918（大正7）年までの約20年間である。後述するように、内地人<sup>17)</sup>の官話通訳は高等官として重用され、この期間の高等官通訳は合計10名にのぼり、特に統治初期では複数の高等官通訳が同時期に在任していた。ここからは、官話通訳の存在は法院における北京官話の意義を具現化していたと考えられる。なお、高等官通訳の任用は1920年に再開されたが、再開当初の被任命者・川合真永のように、1920年代以降の高等官通訳は台湾語人材であり、かつ、同時期の複数の高等官通訳の任命はなく、判任官通訳の長期在任による「出世」の到達点という意味合いが強い<sup>18)</sup>。したがって、1920年代の以前と以後では、時期区分をして論じる必要があろう。

以下、本稿では、まず第2章で台湾社会における言語使用状況を、1905（明治38）年10月1日に実施された全島規模の臨時台湾戸口調査を用いて確認する。第3章では法院通訳の使用言語（官話／「土語」）に関する論争を、通訳制度（複通訳制度／単通訳制度）のあり方とともに検討する。その際には、台湾で刊行されていた御用新聞『台湾日日新報』、法院関係者による雑誌『台法月法』・『法院月報』、台湾語学習雑誌である『語苑』の論説・記事などを用いる。第4章では、高等官法院通訳の在任者の変遷を『職員録』から抽出するとともに、合計10名の高等官通訳の個々の経歴をもとに検討する。その際には、江戸時代から明治時代への移行期にかけての北京官話学習者との関係にも着目する。これは、開国以降の近代日本の北京官話学習者の軌跡を台湾からとらえなおす試みでもある。

## 2 台湾社会の言語使用状況

本章では、台湾社会における言語の使用状況を把握する。手がかりとして、台湾総督府が1905（明治38）年10月1日に実施した全島規模の臨時台湾戸口調査（戸口調査と略す）を用いる<sup>19)</sup>。以下では、第1節で台湾総督府による言語の分類を概観し、第2・3節で「常用語」・「副用語」の使用状況、第4節で「種族」別の言語使用状況を把握する。

### 2.1 「清語」と「土語」の区別

戸口調査は、便宜上の言語の種類として、「内地語」・「土語」・「外国語」という三大分類をしている。そのうえで、日本語を「内地語」とし、「土語」は「福建語」・「広東語」・「其ノ他ノ漢語」・「蕃語」の4種類、その他はすべて「外国語ニ一括」としていた<sup>20)</sup>。

ここで、法院における使用言語との関連から留意しておきたいのは、4種類の「土語」と、「外国語」に分類されている「清語」との区別である。戸口調査の説明では、

「元来福建語、広東語其ノ他ノ漢語ノ三語ハ支那語ノ一種ニシテ其ノ実質固ヨリ本調査ニ所謂清語ト大差アルニ非スト雖之ヲ既ニ独立シタル言語ト認メ之ニ蕃語ヲ加ヘテ土語ト称シ以テ外国語タル清語ト区別シタリ」<sup>21)</sup>

というように、「清語」は「外国語」とし、その他の「支那語ノ一種」である「福建語」・「広東語」・「其ノ他漢語」は、「清語ト大差」はないとしつつも、「独立シタル言語」として、両者を明確に区別している。

このように、総督府においては、台湾社会における複数の「土語」へ着目しつつ、外国である清国の言語＝「清語」と明確に区別しており、両者を「支那語」としてひとくくりにはしない方針としていたことが確認できる。

### 2.2 「常用語」の言語別使用比率

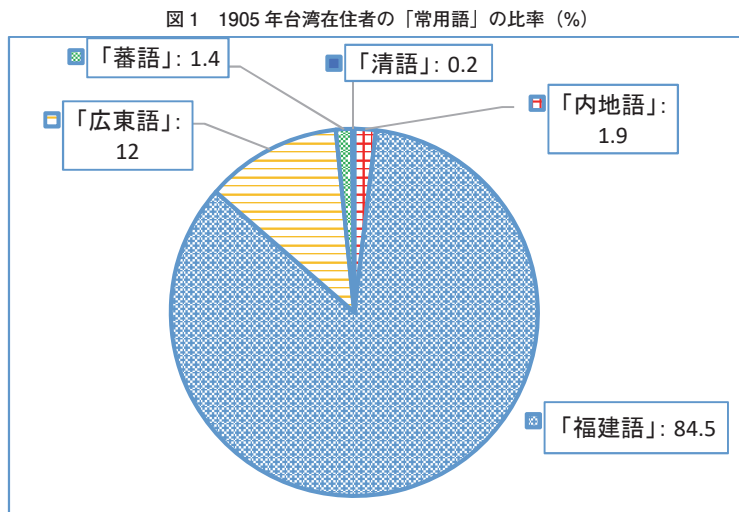
戸口調査の「言語調査」項目では、台湾の言語は「種族ト共ニ多種多様」であり、これらの「幾多ノ言語ハ如何ナル範囲ヲ有スルカ」・「各種族ノ使用スル言語ノ間ニ如何ナル軒輕ノ存スルカ」を観察すること、特に「母国人タル内地人」と「本来支那民族タル本島人」の間で「言語上如何ナル共通ノ傾向アルカヲ観察スル」ことを目的としていた<sup>22)</sup>。

「言語ノ共通」状況を重視する戸口調査は、その調査項目に「常用語」・「副用語」を設

けていた。「常用語」とは、「日常家庭ニ於テ使用スル言語」で「其ノ種族固有ノ言語」とし、「一人必ス一種」に限定している<sup>23)</sup>。

「常用語」調査では、言語別にその使用比率を見ると、総計 3,035,674 名のうち、「内地語」1.9%、「土語」97.9%、「外国語」0.2%というように、「土語」が圧倒的多数であり、「内地語」は2%にも満たない。

さらに詳細な言語分類別の比率を示すと、図1のようになる。「福建語」（台湾語・閩南語ともいう）84.5%、「広東語」（客家語ともいう）12.0%、「其ノ他ノ漢語」0%、「蕃語」（原住民の諸言語）1.4%となっている。他方で0.2%の「外国語」は、人口では5,008名であり、そのうち「清語」は4,889名で「外国語」のほぼ全体に該当していた<sup>24)</sup>。



註：本図は、臨時台湾戸口調査部『明治三十八年 臨時台湾戸口調査記述報文』（臨時台湾戸口調査部、1908年）218頁より、岡本作成。

以上のように、「常用語」では「土語」が圧倒的多数を占め、なかでも「福建語」が84.5%の大部分を占めており、他方で「内地語」1.9%、「清語」0.2%にとどまっていた。すなわち、1905年時では、「内地語」・「清語」の「常用語」話者は非常に少なく、「土語」を「常用語」とする台湾社会の言語使用状況が確認しえる。

### 2.3 「副用語」の言語別使用比率

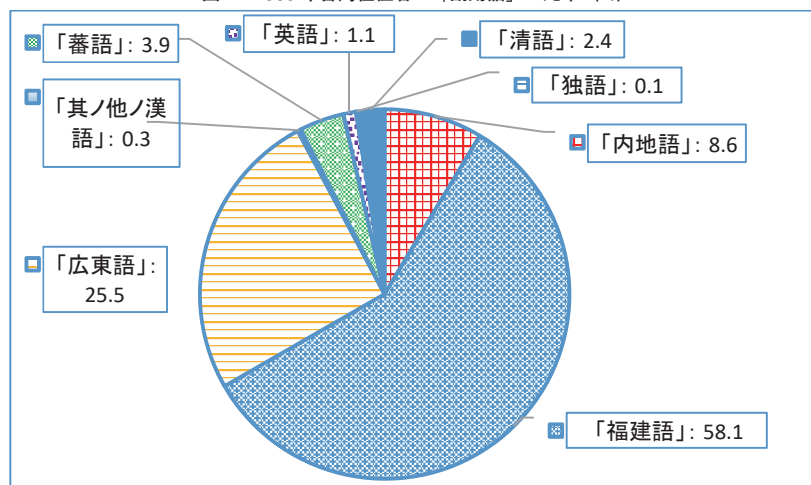
1905年の戸口調査では、「副用語」とは「社会的生活ニ於ケル用語」のうち「新ニ習得シタル言語」で「家庭以外ニ使用スル」ものとし、「二種以上ヲ認ム」というように、複

数の「副用語」を調査対象としていた<sup>25)</sup>。また、「副用語」を「主トシテ異種族ニ対スル意思表示ノ要具」と位置づけていた。「副用語ノ数」は、「各人必シモーナラス一種、二種ハ普通」であり、「均シク副用語ト云フト雖其ノ間自ラ軽重ノ差アルヲ免レス」ともいう<sup>26)</sup>。多くの「種族」間で、複数言語を使用する台湾社会の言語状況が浮かび上がる。

「副用語」の使用総数は121,665で、25人弱につき1つの「副用語」を有する割合となっていた。その使用比率を言語分類別に見ると、「内地語」8.6%、「土語」87.8%、「外国語」3.6%であり、やはり「土語」が圧倒的多数である<sup>27)</sup>。

さらに詳細な言語分類別の比率を示すと、図2のようになる。まず、「内地語」は8.6%で1割にも満たない。次に「土語」87.8%のうちわけは、「福建語」58.1%、「広東語」25.5%、「其ノ他ノ漢語」0.3%、「蕃語」3.9%であり、やはり「福建語」が6割近くで最多である。最後に「外国語」3.6%のなかでは、「清語」は2.4%を占めている。

図2 1905年台湾在住者の「副用語」の比率(%)



註：本図は、臨時台湾戸口調査部『明治三十八年 臨時台湾戸口調査記述報文』（臨時台湾戸口調査部、1908年）222頁より、岡本作成。

戸口調査の説明によると、「常用語」に比して「副用語」では、「内地語」・「外国語」の比率は高いとし、「本島ニ於ケル副用語トシテ内地語及外国語ノ比較的広キ畛域ヲ有スルコトヲ知ルヘシ殊ニ外国語ヲ然リトス」と指摘し<sup>28)</sup>、「内地語」「外国語」（特に「清語」）に対して「副用語」の効用があることを強調している。しかし、あくまで「常用語」に比した比率に過ぎず、「副用語」としても「土語」（特に「福建語」）は9割近くを占めていたことには留意すべきであろう。

## 2.4 「種族」別／「言語共通」の状況

ここでは、「内地人」・「本島人」<sup>29)</sup>の各「種族」別の言語使用状況、および同調査が重視する「内地人ト本島人トノ言語共通ノ状況」を検討する<sup>30)</sup>。

まず、「内地人」の場合、その「常用語」は「内地語」99.6%、他方で「副用語」使用者の比率は「内地人」全体の1割強にとどまり、「内地語」のみの一言語使用者が9割近くに及ぶ。その「副用語」のうちでは、「福建語」76.8%、「広東語」3.8%で、他方で「清語」を意味する「外国語」は16.6%にとどまる<sup>31)</sup>。すなわち、「内地人」の「副用語」としても、「清語」は「福建語」にはるかに及んでいなかった。

次に、「本島人」の場合、「常用語」は「土語」100%で、うち「福建語」86.2%、「広東語」12.3%、「蕃語」1.5%であった。また、「副用語」でも「土語」は90.1%に及び、そのうち「福建語」57.5%、「広東語」28.1%、「蕃語」4.2%であった。他方で、「副用語」としての「内地語」は9.4%、「外国語」である「清語」は僅かに0.5%にとどまる。同調査の説明によれば、「福建人」が「広東語」を話し、「広東人」が「福建語」を話すなど、異「種族」の言語を話す状況があり、なかでも「福建語ハ最広ク他ノ三種族ニモ使用セラレ」ており、「本島人間ニ用キラルル言語」として「福建語ハ常用、副用ノ如何ヲ問ハス最広キ範囲ヲ占ムル」という<sup>32)</sup>。

このように、「内地人」と「本島人」では言語の使用状況が大きく異なり、戸口調査では、「内地人」・「本島人」間で「言語共通ノ状況」が起こるのは、「内地人ニシテ土語ヲ話し本島人ニシテ内地語ヲ話し得ル場合」と指摘する<sup>33)</sup>。翻って、ここで確認しておきたいのは、「清語」は「言語共通」のツールとして認識されていないという点である。

そして、「土語ヲ話す内地人」は総数6,757名で、「内地人」人口の総数に対して11.8%にすぎない。他方で、「内地語ヲ話す本島人」は11,270名で、「本島人」の人口総数比率の僅か0.38%にとどまる<sup>34)</sup>。

以上からわかるのは、第一に、「本島人」は「土語」を、「内地人」は「内地語」を「常用語」とし、第二には、「副用語」使用総数のうち、「本島人」の「内地語」使用は1割にも満たずに複数の「土語」使用の傾向が強いこと、「内地人」の「副用語」使用も1割にも満たず、そのなかでは「福建語」使用が多くを占めていたことである。第三には、こうした状況を踏まえて、総督府にとっての「言語共通」とは、「内地語」と「土語」の関係の中で考えられ、特に広い用域を持つ「福建語」に着目していたことである。第四には、「外国語」として区分された「清語」は、「内地人」・「本島人」双方において、「常用語」・「副用語」とともに使用数が極めて少ないことである。翻って、「清語」は「内地語」・

「土語」との「言語共通」の媒介言語としても注目されていないことが確認しえる。

### 3 法院通訳の使用言語をめぐる論争

本章では、法院通訳の使用言語（官話／「土語」）をめぐる論争について、通訳制度（複通訳制度／単通訳制度）のあり方も視野に入れつつ、検討してゆく。

#### 3.1 北京官話と法廷の「威信」

台湾総督府法院設置から2年後の1898年に、正規の官吏として法院通訳が創設されたが、その前後の状況について、ペンネーム「門外子」による論説「台湾司法沿革（五）」<sup>35)</sup>は、以下のように回顧する。

法院通訳設置前には、「審問に関する通訳の事務は雇員又は囑託員」をあてて「特設の官」は置かなかった、しかし、それでは「民刑訴訟法に従ひ通事として宣誓の上誠実に通訳すべきことを誓ふにもあらずして頗る曖昧なる資格たるを免れざりき」という不都合があったため、新たに「通訳なる官を特設」したという。

同論説では、台湾における「種族」別の言語の使用状況と「清語」の用域の狭さを指摘したうえで、それでも官庁用語として使用可能な言語は、さしあたり「北京語」（北京官話・「清語」のこと）のみであったとして、以下のようにいう。

「領台の当初に在っては恰かも支那本国の制に於けるが如き官庁の用語は総て一旦北京語通訳によりて之を北京語に翻訳し更に之を台湾語に転訳し所謂復通訳<sup>〔ママ〕</sup>の制を採用したり之れ一は内地人にして台湾語に通するものなく北京語を解する人は之を得るに難からざるよりして此例を馴致するに至りたるものなり」（〔 〕は岡本による）<sup>36)</sup>。

さらに同論説は、清国の官庁用語としての北京官話を持つ、台湾における効能として、

「北京語は一般上流社会に通用せらるるに至り其結果一種高尚なる言語を以て目せられ其感想又本島民に浸潤し官衙の用語は北京語を以て訳するにあらざれば尊嚴威信に害あるもの、如く思惟するに至れり」<sup>37)</sup>



と述べ、「北京語」の「尊厳威信」に着目している。

ここで目を転じて、1899年時の法廷の様子を描いた当時のポンチ絵を見ると、図3に示したように、当時の法廷では複通訳制度を採っていた。すなわち、正規の官吏である法院通訳は、単独の通訳（単通訳制度）ではなく、「土語」話者の副通訳を伴う複通訳制度によって成立していたのである。

図3 複通訳制度を介在させた法廷の様子（1899年）



註：本図は、「於台北地方法院盧錦春公判庭見取図」<sup>38)</sup>（『高山國』第5号，1899年12月号，14～15頁）に、岡本が吹き出しの説明を加えて作成。図中の内地人通訳は鉅鹿赫太郎。

前掲「台湾司法沿革（五）」によれば、このような複通訳制度は、法廷で「徒らに時間を空費し頻累極りなく殊に転訳の際に於て誤訳の危険を招き易」いデメリットがあるため、「復通訳の制は到底永久の策にあらざりし」ものであり、いずれは「単通訳の制」が必要とみなされていたという。

なお、1920年代以降に台湾語通訳の代表的存在となる小野西洲（真盛）の回想<sup>39)</sup>によると、法院通訳設置初期、「法院の通訳は殆どその全部が北京語通訳が本島人の復通訳を使ふといふ二重通訳」であり、かつ、「北京語通訳官は概ね高等官」であったという。ここからは、「北京語通訳官」と高等官通訳は、重複して回顧される存在であったことが確認しえる。

### 3.2 複通訳制度と単通訳制度をめぐる論争

本節では、1902年9月の『台湾日日新報』（以下『台日』と略す）紙上の法院通訳をめぐる論争を検討する。三名の論者は各自ペンネームを用いており、以下、その各論者の主張について、官話通訳と「土語」通訳、複通訳制度と単通訳制度に焦点をあてて検討してゆく。

#### 3.2.1 三元：官話通訳不要論／複通訳制度廃止論

本項では、ペンネーム「三元」による「台政上に於ける土語の位置」<sup>40)</sup>（「土語の位置」

と略す)・「司法機関の刷新期」(「刷新期」と略す)<sup>41)</sup>を検討する。

まず、筆者「三元」は「土語の位置」で、台湾における「土語」奨励の立場をとっていた。その理由は、「統治関係の円満」のためには「上下意思の疎通より善なるものなし」とし、その疎通を「自在ならしむるは言語より優れるものを見ず」という。その「応急策」として、総督府の「一般属僚」に「土語研究を為さしむる」ことを歓迎していた。

これを踏まえた次の論説「刷新期」では、そもそも「司法機関の職務」は「錯綜紛糾なるを常」とするが、さらに台湾では「言語の不通」より司法「機関と当事者間に更に一種の機関を要するの止むを得ざるものあり」、かつ、「事務進捗上の困難推して知るべし」と指摘して、台湾の「司法機関に対する時世の要求」は、「複通訳制度の廃止」と主張する。

論説「刷新期」では、「領台数年の今日」では、「一般行政庁」では「属僚中に土語通」と「土人に国語通」があり、この両者が「両々相輔し敢て複通訳を俟たざる程度」に至っているが、他方で法院においてだけ、状況が異なるという。すなわち、

「独り司法機関たる各法院に於ては今尚此複通訳の制度を改むることなし今日一部人士間に主唱せられる、所を聞くに領台当時に在りては島民の帰向も動揺する時なりしを以て其の撫懐手段としては意思疎通以外にも尚官話の必要ありしならん是れ官話土語品位論に根基するものなり」

というように、「官話」と「土語」の「品位」が影響して、法院では「官話」が存続しているという。

論説「刷新期」は続けて、官話通訳の介在は、法廷における口頭審理<sup>42)</sup>の原則に反すると批判する。まず、台湾の「訴訟上の手続法は刑事民事とも既に内地法を準用した」以上は、その「大主義たる口頭審理の主義」も「伴はざるを得ず」とし、当事者が「日本語に通せざる場合」においてのみ、「通事を用ふるは誠に已むを得ざるの例外に属」といい、「内地法」準用という本国(「内地」)基準の制度設計が意識されている。したがって、台湾の「各法院に於ける複通訳の制度」は「例外の更に甚たしきもの」であり、結局のところ、「複通訳に依るの裁判」とは、「形式に依ては口頭審理なるも書面審理と殆んど径庭あるを見ざるもの」といい、官話通訳の介在は口頭審理の原則を骨抜きにするものとして、複通訳制度に強く反対していた。

結論として、論説「刷新期」は、「外国語に属する官話の必要時代は最早経過」したの

であり、「純然たる国語に依る能はざる事情は存する」ものの、「少くとも土語を以て之に代らしむるの時期に接着したるものとするも不可なし」と言い、法廷における使用言語は「国語」と「土語」で運用可能とし、官話通訳不要論を主張していた。

### 3.2.2 呦鳴：官話通訳必須論／複通訳制度必要論

「三元」の論説に対する反論として、本項では、ペンネーム「呦鳴」による「司法部の刷新を論ず（上）」<sup>43)</sup>・（中）<sup>44)</sup>・（下）<sup>45)</sup>（それぞれ「刷新を論ず」（上）・（中）・（下）と略す）の3回にわたる連載を検討する。

まず、筆者の「呦鳴」は、論説「刷新を論ず（上）」の冒頭で、前述の「三元」の論説「刷新期」に対し、「黙視し能はざ」として、官話通訳必須論と複通訳制度必要論を展開していった。その論拠としては、「官話」への高評価と「土語」への否定的評価が際立っていた。

論説「刷新を論ず（中）」では、「土語」の用域は「本島に在て下層の用をなす」場合には「最も広し」とし、対する官話は「中層以上に濶歩し満清天下十八省疏通せざるなし」と、清国全土における用域の広さを評価し、かつ「下流土民に通ぜざるも亦之れを聞くを榮とす見るべし」として、「下層」の言語＝「土語」、 「中層以上」の言語＝官話と位置付ける。

さらに、論説「刷新を論ず（下）」では、「土語通訳」の素養への批判に及ぶ。すなわち、「今日の現状」における「土語通訳」は、「皆文字的の素養に乏しく」、「探偵巡查憲兵下士等の成れの果なる者」が多いと批判する（ここで列挙されている職業は内地人の職に該当。したがって批判対象は内地人の「土語通訳」とみなしてよい）。同論説は、こうした「成れの果なる者」による「陋劣の土語」に、更に「浅薄の語」が加わることにより、「土語通訳」が法廷に立つ様子を、「恰も苦力が市場に物価の高低を喧争するが如く」「妖婦の斜巷に情郎と喃々するが如き」とまで罵り、「訟廷の威嚴今や地を払ふとは有志土人の嘆惜する所」として、上流の台湾人まで嘆いていると非難していた。

そのうえで、内地人の「土語通訳の過半」は「単身訟廷に立つ能はず」といい、「必ずや官話通訳の如く複通なる者と双立せざれば其土語の本尊たる土人に一言も直通する能はず」として、その「土語」のレベルは台湾人にとっても恰も「外国語として聴聞するなり」という代物であり、「全く複数の奇術に依て揣摩憶測せられ始て土人に通達せらるゝや論を俟ず」として、「奇怪なる哉危険なる哉」とまで述べている。

こうした状況を踏まえて、同論説は、さらに官話通訳必須論を説いてゆく。その際に

は、前述の口頭審理の原則が批判されていた。すなわち、もし「官話通訳を全廃」したのであれば、「先づ文書の訟廷を全廃し民刑悉く口頭の訴訟となすの先決問題となる」という。なぜなら、「土語通訳にして時文<sup>46)</sup>に熟達し訳文に長ずる者は一人も無しと断言する」ことができるためという。口頭審理の原則の傍らで、書き文字としての時文・訳文の素養も必須とみなしていることが看取できる。

以上のように「叻鳴」の論説では、官話通訳必須論と複通訳制必要論に終始していた。

### 3.2.3 介山：「土語」単通訳必須論／複通訳制度廃止論

「叻鳴」の論説への反論として、本項では、ペンネーム「介山」による論説「複通訳廃すへし（上）」<sup>47)</sup>・（中）<sup>48)</sup>・（下）<sup>49)</sup>を検討する。

筆者の「介山」は、「複通訳廃すへし（上）」の冒頭で「土語通訳者の為め」との立場を鮮明にしたあと、「叻鳴」の論点を8つに区分し、その一つ一つに反駁していた。

第一の論点として、「複通訳廃すへし（上）」では、官話の用域の広さという点に対して、官話は「本島に入るに及びては最早其用途を見出し能はざる」との指摘し、清国における官話の広範な用域と、台湾での言語使用状況とは合致しないと反駁する。

第二・三の論点として、「複通訳廃すへし（上）」では、官話通訳による「法廷の威厳」保持と、「土語通訳者」による「訟廷の威厳」毀損という点に対して、官話は「判官の口より発せらるゝものにあらざる」のであり、「甲乙通訳者」の間の「符牒」にすぎないので、「威厳」とは無関係と批判する。

さらに第四・五の論点として、「複通訳廃すへし（中）」では、「土語通訳者の用域」は限定的なものではないとして、力を込めて以下のように反論していた。まず、裁判の「資料たるべき訴訟記録中」において、「司法警察官の手によりて作成せられたる所の訊問調書」「事実聴取書」「検案書」などは、「今日果して如何なる人の通訳によりて捜査し審問せられるものなるか」と疑問を投げかける。そして、「叻鳴」が「成れの果」と称した「土語通訳者の介したるものに非すや」「土人の単通訳を介したるものに非すや」と、実務レベルにおける「土語通訳者」の重要性を強調する。とりわけ、「審訊口供」については、「正確」「詳細」「深く意を用ふる」ことが随所に求められるものであり、「成れの果」「半可通」などではないと重ねて批判していた。他方で、「法廷内に於ける官話通訳者」は、「既に他の手によりて成されたる記録」を「順を逐ひ次に随ひ僅に事実の覆訳を為して止むか如く然く簡易なるもの」として、官話通訳の仕事こそ簡易と非難する。これらを踏まえて、

「今や時勢は複通訳を廃すへきを要求せり、而して土語通訳者及び土人通訳者は将さに官話通訳者の壘を摩せんとして其四圍に満てり、其通訳機関の複式を変して単式となさんとするに当り、世は其人物供給の乏しきを憂へずして寧ろ官話通訳者の「遣り場」なきを憂ふ」

として、「土語」単通訳制度を主張し、官話通訳こそ無用であると批判していた。

第六・七の論点は、官話通訳の時文・訳文能力についてである。「複通訳廃すへし（中）」では、官話通訳が「時文を解し、訳文を綴る」際の「内情」とは、実は「本島人通訳の講釈に聴きて初めて之を我が国文に綴り得る」のであり、「綴る」時には、まずは「古文に似て非、時文に似て更（ママ）にら非なる、所謂鶴流漢字の排列に其大意を示し」というように怪しげな我流の作文を行ったあと、「本島人通訳の改訂を待ち初めて時文の用を達する」というように、「本島人通訳」によるネイティブチェックという「黒幕附訳文」の実態を曝露する。続けて「複通訳廃すへし（下）」では、「時文」（書き文字）と官話（言語）の不一致に言及し、「時文と官話とは各別に之を修むへきもの」で、「言文一致体の文章と同視すへきものには非ざるなり」といい、「土語通訳者」が「時文」・「訳文」には未熟だとしても、「口頭通訳の良技能をも併せて棄つへきものにあらず」と批判していた。

最後に第八の論点として、「呦鳴」はなぜ「胸襟を大にし」て「土語、官話両通訳者間の融和を図らざる」のかと批判して締めくくっていた。以上のように、「介石」は基本的には「土語」単通訳必須論と複通訳制度廃止論を主張していた。

ここまで見て来たように、1902年9月の『台日』紙上では、「三元」・「呦鳴」・「介石」の三者により、官話通訳と「土語」通訳、複通訳制度と単通訳制度をめぐる論争が行われた。その論点は、清国時代以来の官話への依存か、台湾の言語状況に合致した「土語」の重視かという点、およびこれらと口頭審理の原則との矛盾の有無とともに、法廷の「威厳」や言語の「品位」が議論されていたことが確認しえる。

### 3.3. 鈴木宗言覆審法院長と「土語」奨励方針

台湾の法院における「土語」学習の重視は、『台日』紙上の記事「鈴木前院長と司法事務」<sup>50)</sup>によると、最上級審にあたる覆審法院の院長に、鈴木宗言が就任してからという（以下、本節引用部分は、同記事による）。

1900年に覆審法院長に就任した鈴木宗言は、その約7年半の在任中に、法院内部の情況視察や欧米各国巡遊による植民地司法制度視察を行い、「司法制度の改良」を計って「法

院の面目を一新し、大に其発展を見るに至れり」と高く評価されていた。とりわけ「裁判事務に関する著しき改良」として、「単通制度の確立」が挙げられている。「土語」は「裁判の尊厳」を損なうとの説を鈴木院長は「妄説」して排し、「主義として単通制を用いて「審理の敏速を得る」上で、少なからぬ効果をもたらしたと、同記事は称賛する。

ただし、鈴木院長期には、単通制制度への移行と「土語」奨励が基調とされつつも、部分的な北京官話の必要性も認識されていた。それは、

「唯覆審法院は最終審にして、其審理は苟くも一言一句の誤なからんことを期せざるべからず、且文書の翻訳、事務多きが故に、高給の官話通訳官を置き、以て一般の通訳事務を綜理せしめたり」<sup>51)</sup>

というように、覆審法院に限定した「高給」の官話通訳の需要が確認しえるのである。

#### 4 高等官通訳と官話人材の供給源

高等官通訳は、1898～1918年の20年間に合計10名が在任し、全員が内地人であった。以下、第1節で在任者の変遷を確認し、第2節で渡台前後の履歴と学習言語を検討しつつ、高等官通訳と官話人材の供給源について考察する。

##### 4.1 高等官通訳の任用状況

1898～1918年に在任していた10名の高等官通訳を、『職員録』各年度版から抽出すると、表1のようになる。まず、法院通訳創設時（1898年）では、高等官通訳は同時期に5名が在任しており、全島の法院通訳22名<sup>52)</sup>のなかで、大きな比率を占めていた。また、覆審法院と台北・台南・台中の各地方法院にはほぼ均等に配置されている。その後も同様に、4～5名が覆審法院および各地方法院に配置されていた。

しかし、1904年には高等官通訳は2名まで減少し、覆審法院と台北地方法院にのみの配置となった。1905年には、高等官通訳は谷信敬の1名のみとなっている。1906年以降は、鉅鹿赫太郎と谷信敬の2名のうち、いずれかが総督府翻訳官と兼任しながら2名とも覆審法院へ配置する状況が1910年まで続いた。1911年以降には飛松次郎が1名だけで覆審法院に1918年まで在任した。このように、1905年以降は、高等官通訳は覆審法院においてのみ存置されていたことが確認しえる。

表1 高等官の法院通訳の在任者 (1898～1918年)

| 年    | 人数 | 呉泰寿     | 鉅鹿赫太郎  | 藤野貞順  | 武藤百智  | 磯部栄太郎 | 額川甲子郎 | 広渡桂太郎 | 岡本忠平  | 谷信敬    | 飛松次郎  |
|------|----|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 1898 | 5  | ⑧(台南嘉義) | ⑦(台北)  | ⑦(台中) | ⑧(覆審) | ⑧(台南) |       | ②     |       |        |       |
| 1899 | 5  | ⑧(台南嘉義) | ⑦(台北)  | ⑦(台中) | ⑧(覆審) | ⑧(台南) |       | ②     |       |        |       |
| 1900 | 5  | ⑧(台南嘉義) | ⑦(台北)  | ⑦(台中) | ⑦(覆審) |       | ⑦(台南) | ②     | ②     |        |       |
| 1901 | 4  |         | ⑦(覆審)  | ⑦(台北) |       |       |       | ⑧(台南) | ⑧(台中) |        |       |
| 1902 | 4  |         | ⑦(覆審)  | ⑦(台北) |       |       |       | ⑧(台南) | ⑧(台中) |        |       |
| 1903 | 3  |         | ⑦(覆審)  | ⑦(台北) |       |       |       |       | ⑦(台中) |        |       |
| 1904 | 2  |         | ⑥(覆審)  | ⑥(台北) |       |       |       |       |       |        |       |
| 1905 | 1  |         |        |       |       |       |       |       |       | ⑥(覆審)  |       |
| 1906 | 2  |         | ⑥*(覆審) |       |       |       |       |       |       | ⑥(覆審)  |       |
| 1907 | 2  |         | ⑤(覆審)  |       |       |       |       |       |       | ⑥*(覆審) | ②     |
| 1908 | 2  |         | ⑤(覆審)  |       |       |       |       |       |       | ⑤*(覆審) | ②     |
| 1909 | 2  |         | ⑤(覆審)  |       |       |       |       |       |       | ⑤*(覆審) | ②     |
| 1910 | 2  |         | ⑤(覆審)  |       |       |       |       |       |       | ⑤*(覆審) | ①     |
| 1911 | 1  |         |        |       |       |       |       |       |       |        | ⑦(覆審) |
| 1912 | 1  |         |        |       |       |       |       |       |       |        | ⑦(覆審) |
| 1913 | 1  |         |        |       |       |       |       |       |       |        | ⑦(覆審) |
| 1914 | 1  |         |        |       |       |       |       |       |       |        | ⑥(覆審) |
| 1915 | 1  |         |        |       |       |       |       |       |       |        | ⑥(覆審) |
| 1916 | 1  |         |        |       |       |       |       |       |       |        | ⑥(覆審) |
| 1917 | 1  |         |        |       |       |       |       |       |       |        | ⑥(覆審) |
| 1918 | 1  |         |        |       |       |       |       |       |       |        | ⑥(覆審) |

註1：本表の典拠は、『台湾総督府職員録』（台湾日日新報社，1898年）9-14頁（1898年11月15日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治32年（甲）』（印刷局，1899年）675-679頁（高等官は1899年2月1日現在，判任官は1899年1月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治33年（甲）』（印刷局，1900年）747-752頁（1900年4月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治34年（甲）』（印刷局，1901年）788-793頁（1901年4月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治35年（甲）』（印刷局，1902年）807-811頁（1902年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治36年（甲）』（印刷局，1903年）762-766頁（1903年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治37年（甲）』（印刷局，1904年）574-577頁（1904年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治38年（甲）』（印刷局，1905年）608-611頁（1905年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治39年（甲）』（印刷局，1906年）699-710-713頁（1906年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治40年（甲）』（印刷局，1907年）760-761-772-775頁（1907年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治41年（甲）』（印刷局，1908年）802-803-814-818頁（1908年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治42年（甲）』（印刷局，1909年）839-850-853頁（1909年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治43年（甲）』（印刷局，1910年）838-839-849-852頁（1910年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 明治44年（甲）』（印刷局，1911年）952頁（1911年5月1日の調査），内閣官報局『職員録 明治45年（甲）』（印刷局，1912年）1004頁（1912年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 大正2年（甲）』（印刷局，1913年）1038頁（1913年7月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 大正3年（甲）』（印刷局，1914年）1124頁（1914年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 大正4年（甲）』（印刷局，1915年）1152頁（1915年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 大正5年（甲）』（印刷局，1916年）1193頁（1916年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 大正6年（甲）』（印刷局，1917年）1195頁（1917年5月1日現在の調査），内閣官報局『職員録 大正7年（甲）』（印刷局，1918年）591頁（1918年5月1日現在の調査），および「広渡桂太郎外一名法院通訳一任官及叙位」（『台湾総督府公文類纂』明治33年・永久保存進退追加・第19巻。冊號579-文號19），「飛松次郎恩給証書送付ノ件」（『台湾総督府公文類纂』大正7年・永久保存・第7巻。冊號2784-文號8）。以上の資料から岡本作成。

註2：表中の「\*」は，本官が翻任官で，兼官が法院通訳を示す。

註3：法院通訳で高等官として在任した年月は白抜き欄とし，在任していない年月には網かけした。在任年に記載したマル数字は高等官の官等を示し（例：⑧は「高等官8等」を示す），白抜きマル数字は，法院通訳で判任官として在任した年月の官等を示す（例：②は「判任官5等」を示す）。高等官のマル数字の横の（ ）は本官として所属した法院名。

## 4.2 高等官通訳の履歴と使用言語

高等官通訳は、どのような履歴を持つものが任用されたのだろうか。以下、在任者10名の渡台前・後の履歴を表2・3に示し、近世から近代移行期の個々の言語学習歴や、近代日本における官話教育の転換にも着目しながら、経歴の特長ごとに分類して検討する。なお、従来の研究では、主に日清戦争期に陸軍通訳となった経歴が着目されがちな官話通訳たちについて、本稿では、日清戦争前の履歴にも着目することで、近代移行期における官話学習や官話通訳たちの軌跡を跡付けることも試みたい。

### 4.2.1 長崎から台湾へ：唐通事の後裔の系譜

本項では、唐通事の後裔やその薫陶を受けた者として、①呉泰寿・②鉅鹿赫太郎・⑥ 瀬川甲子郎・⑦広渡桂太郎について検討する（氏名前の番号は表2・3のもの）。

前提として唐通事について先行研究から概観すると、唐通事は江戸時代初期の1604（慶長9）年に新設され、その業務は単なる通訳にとどまらず、通訳業務・外交事務・貿易業務など多岐にわたった。清国との貿易が長崎港だけに限定されるなかで、長崎へ移住し許可を受けたものたちは姓を変え、代々受け継いでいった（陳姓は瀬川、劉姓は彭城などと改めた）。幕末には断絶・没落する家が多くなり<sup>53)</sup>、1867（慶應3）年に唐通事制度は廃止された。明治以後はその一部は長崎府や同県の翻訳官として働き、大部分は維新政府などに重用されて東京・神奈川・兵庫などに移り、外交・教育・経済・実業などに分野で活躍したという<sup>54)</sup>。しかしながら先行研究では、明治期後半の台湾領有以降は視野に入れられていない。

以下、本項では、彼らのなかから渡台して法院の高等官通訳になった者を検討してゆく<sup>55)</sup>。

①**呉泰寿**：呉泰寿の出自の呉家の系譜は、福建省泉州府晋江县出身の呉榮宗を祖とし、「元呉家は支那明末の国難を避け本邦に帰化せる福建人呉一官の後」にあたる。呉泰寿の父・呉来安は、祖から第8代の呉用蔵の6人の子（いわゆる「呉家六駿」）の第5子で<sup>56)</sup>、維新後には漢語学校教師や兵庫県外務課への出仕、大阪裁判所の嘱託を経ている<sup>57)</sup>。また、呉泰寿の伯父・鄭永寧は、大通事の鄭幹輔の養子となり永寧自身も唐通事であったが、明治維新後には翻訳方に仰せつけられ、外国官一等訳官や外務大訳官となり、のちに日清修好条規の交渉に際して通訳に従事した。また、永寧は司法省御用掛として「大清会典」の訓点督成を嘱せられ法典編纂に従事し、さらに外務権大書記官に復して天津条約締結時の通訳に従事するなどしたのち、1897年7月に病没した<sup>58)</sup>。



表2 高等官通訳の履歴（渡台前）

|   | 氏名                 | 出身  | 生年   | 渡台前の略歴   |
|---|--------------------|-----|------|--|
| ① | 呉 泰寿               | 長崎  | 1865 | (1881) 上京、伯父・鄭永寧のもとに寄食して、東京外国語学校に「支那語」を学ぶ→(1885) 伯父永寧の伊藤全権大使随員・天津条約の締結に従い、北京・芝罘・天津を親て一行と共に帰京→東京高等商業学校に学ぶ→(1887) 水産学校の「支那語」教授を囑託→(1887) 大阪の内外綿会社に入社、上海に出張(内国各紡績会社の原綿買入方及綿花産地の調査に従事)→(1889) 内外綿会社上海出張所の設立によって、綿花の専売に当る→(1893) 帰朝、内外綿会社神戸出張所に勤務→(日清戦争開始) 陸軍通訳に召集され第三師団第五旅団司令部附→(1895.4) 蓋平に移動、城内で日語修練所を置き、「土民の子弟に日本語を教へて居た」→(1895.5.16) 營口→旅順の大総督府→台湾総督府陸軍局長官大島久直少将に随行で、台湾に派遣               |
| ② | 鉅鹿 赫太郎             | 長崎  | 1860 | (1893) 裁判所書記(神戸地方裁判所書記。7級俸)→(1894.10) 陸軍省雇員、第二軍附通訳官→(1895.5) 清国出張→(1895.12) 雇員を免じ、陸軍通訳に任命(大本営附。判任官待遇月俸55円)→(1896.3) 帰朝→(1896.4) 陸軍通訳を免ず→(1896.5) 神戸地方裁判所書記(7級俸。1896.6 神戸区裁判所書記を兼補)→(1896.11) 裁判所書記を依願免本官   |
| ③ | 藤野 貞順              | 東京  | 1863 | (1876.7) 清国北京に留学→(1882.8) 帰朝→(1883.2) 陸軍省准判任御用掛拜命(月俸20円)→(1887) 非職→(1888.2) 参謀本部陸軍部雇(月給15円)→(1888.5) 参謀本部陸軍部雇を解雇(同部廃止により)→(1894.12) 陸軍通訳に任命(金州民政府附。月俸50円)→(1895.1) 陸軍省雇を命ず(月給40円。通訳官として第二軍司令部附、2月:金州城行政庁附を被命、1896.8:月俸45円)   |
| ④ | 武藤 百智              | 山梨  | 1864 | 陸軍通訳(判任待遇)、1884年11月に上海で開校された「亜細亜学館」において、開校1ヶ月後の学力試験に際して、「支那学」「英学」の両科目の成績優秀者として武藤百智が掲示される   |
| ⑤ | 磯部 栄太郎             | 北海道 | 1860 | (1884.7) 東京外国語学校漢語学科卒→(1884.8) 東京外国語学校御用掛、漢語学教員(准判任。月俸25円)→(1885.7) 司法省御用掛、新潟始審裁判所詰(判任。月俸40円)→(1886.5) 裁判所書記(判任官4等)→(1890.9) 東京控訴院詰→(1890.10) 東京控訴院書記(判任官3等)→(1892.3) 札幌地方裁判所書記→(1892.4) 監督書記→(1895.3) 函館控訴院書記→(1897.3) 依願免本官  |
| ⑥ | 穎川 甲子郎             | 長崎  | 1864 | (1894.10.28) 大坂地方裁判所書記のときに、陸軍から「支那語通訳官」として採用の要請あり  |
| ⑦ | 広渡 桂太郎             | 長崎  | 1858 | (1864～1868) 長川幹二(長崎県士族)に就き、漢学・習字を修業→(1869.1～1871.3) 長崎広運館で清国語学・数学を修業→(1871.4～1876.10) 呉碩(長崎県士族)による成成社で清国語学・漢学、並びに史牘文・散文等を研習→(1876.11～1878.6) 東京外国語学校雇教師で「清国北京人」の薛乃良・龔思録から北京官話を学び、「古今奇観」「紅樓夢」の講義を聴く→(1878.7～1881.3) 清国知県候補生の孫士希と孫嶧崎から、南京官話・官府往復文・史牘文・散文体の翻訳を練習し、詩文の添削を乞う→(1881.4～1884.5) 田中萬谷(長崎県士族)設立による私立行餘学舎に通学し、漢学を専修し詩文の添削を乞う  |
| ⑧ | 岡本 忠平<br>(旧名:大西忠平) | 東京  | 1870 | (1885.9) 三重県尋常中学校、入学(1890.3卒業)→(1890.5～8) 東京神田区錦町の英人イーストレーキに就き、英語修行→(1890.9) 清国上海の日清貿易研究所に入学(1893.3卒業)→(1895.4) 陸軍通訳官(占領地総督部附。月手当35円)  |
| ⑨ | 谷 信敬               | 栃木  | 1862 | (1879.11) 東京外国語学校漢語科在学中、参謀本部派遣の北京留学生として派遣→(1886.12) 陸軍助教に任ず(判任7等)→(1887.8) 陸軍幼年学校兼陸軍士官学校附→(1889.6) 依願免本官(疾病)→(1893.1) 兵庫県属(知事官房勤務・判任官5等)→(1894.12) 非職→(1894.12) 陸軍省雇、通訳官(大本営附。月俸50円)→(1895.1) 大本営より通訳官取締・通訳官採用試験係担当を申し付け→(1895.2) 大本営より通訳官教授を命ぜられる→(1895.5) 大本営附を免じ占領地総督部附を命ず(8月:月俸55円)→(1895.11) 陸軍省雇を免じ陸軍通訳を命ず(占領地総督部附。奏任官待遇月俸75円)→(1896.2) 占領地総督部附を免じ、台湾総督府附を命ず、宇品出帆→(1896.4) 陸軍通訳を免ず |
| ⑩ | 飛松 次郎              | 熊本  | 1872 | (1895.3) 陸軍省雇員(大本営附)→(1895.5) 清国旅順口へ出張→(1895.6) 台湾総督府へ派遣→(1895.8) 陸軍省雇員を免ず   |

註1: 本表は、各通訳官ごとに以下の出典より、岡本作成。①呉泰寿については、「台北県知事村上義雄外十名位階進級又ハ叙位ノ件(内務大臣宛)」(『台湾総督府公文類纂』明治33年・永久保存追加・第36巻。冊號560-文號14)。

「吳泰寿法院通訳事務嘱託ノ件」(『台湾総督府公文類纂』明治29年・永久保存進退・第8巻。冊號111-文號85)、「吳泰寿台北県通訳生任命非職ノ件」(『台湾総督府公文類纂』明治29年・永久保存進退・第5巻。冊號107-文號23)、「吳泰寿ヲ陸軍通訳ニ任用セラルノ件」(『台湾総督府公文類纂』明治33年・永久保存進退追加・第11巻。冊號571-文號26)、「雇員立花司馬外三名増俸ノ件並森永伝太郎外五名雇員採用ノ件、入江直友外六名陸軍通訳吳泰寿外二名増俸不詮議ノ件」(『台湾総督府公文類纂』明治29年・永久保存・進退第1巻之1。冊號102-文號16)、「台湾総督府府報」第343号(1898年8月6日)・第787号(1900年7月24日)、「吳永寿君 吳泰寿君」(東亞同文会編『続対支回顧録』下巻(1941年[原書房, 1973年])223~227頁)。「鉅鹿赫太郎については、『鉅鹿赫太郎製菓所通訳事務嘱託ノ件』(『台湾総督府公文類纂』明治29年・永久保存進退・第10巻。冊號113-文號63)、「台湾総督府法院通訳兼台湾総督府翻訳従六位勲六等鉅鹿赫太郎」(『台湾総督府公文類纂』明治41年・永久保存追加・第1巻。冊號1408-文號1)、「鉅鹿赫太郎恩給証書送付ノ件(台北庁)」(『台湾総督府公文類纂』明治44年・永久保存・第6巻。冊號1772-文號3)、「鉅鹿赫太郎臨時台湾旧慣調査会事務嘱託ス」(『台湾総督府公文類纂』明治38年・永久保存進退・第1巻。冊號1117-文號60)、「参日第65号第1」(『アジ歴資料』C07082022700)、「台湾総督府府報」前掲第343号・第3018号(1910年8月3日)、「鉅鹿赫太郎氏 逝く」(『台日』1933年4月25日, 第2面)。「③藤野貞順については、『勲八等藤野貞順台北県事務ヲ嘱託ス一ケ月七拾五円』(『台湾総督府公文類纂』明治30年・乙種永久保存進退・第14巻。冊號205-文號61)、「里見義正外一名〔藤野貞順〕法院通訳事務嘱託ノ件」(『台湾総督府公文類纂』明治29年・永久保存・進退第8巻。冊號111-文號35)。「前掲『台北県知事村上義雄外十名位階進級又ハ叙位ノ件(内務大臣宛)』(冊號560-文號14)、「本県嘱託藤野貞順法院通訳ニ採用ノ件(元台北県)」(『台湾総督府公文類纂』明治30年元台北県公文類纂・永久保存進退・第18巻。冊號9273-文號77)。「元本県嘱託藤野貞順在職中ノ勤務日数台北地方法院へ回答ノ件(元台北県)」(『台湾総督府公文類纂』明治30年至明治31年・元台北県公文類纂・永久保存進退・第19巻。冊號9274-文號33)。「非職御用掛藤野貞順の件」(『アジ歴資料』C03030489900)。「非職御用掛藤野貞順解雇の件」(『アジ歴資料』C06080700200)、「6月17日 陸軍大臣へ 休職台湾総督府法院通訳藤野貞順清語通訳に採用方移牒」(『アジ歴資料』C09122014700)、「台湾総督府府報」前掲第343号・第1544号(1904年6月21日)・第1988号(1906年6月16日)。「④武藤百智については、前掲『台北県知事村上義雄外十名位階進級又ハ叙位ノ件(内務大臣宛)』(冊號560-文號14)、「台湾総督府府報」前掲第343号・六角恒廣『中国語教育史の研究』(東京書店, 1988年)272~285頁。「⑤磯部栄太郎については、『磯部栄太郎民政局ヲ嘱託ス一ケ月八拾円法務部勤務』(『台湾総督府公文類纂』明治30年・乙種永久保存進退・第8巻。冊號199-文號25)、「事務嘱託磯部栄太郎解職」(『台湾総督府公文類纂』明治30年・乙種永久保存進退追加・第4巻乙。冊號230-文號55)、「台湾総督府府報」前掲第343号・第1544号(1904年6月21日)。「⑥瀬川甲子郎については、『10.28 臨着番号960 藤井大佐』(『アジ歴資料』C06061648800)。「澤村繁太郎外六名採用」(『台湾総督府公文類纂』明治29年・永久保存追加・第2巻。冊號116-文號29)、「台北県通訳生中西重太郎外一名〔瀬川甲子郎〕任免ノ件」(『台湾総督府公文類纂』明治29年・永久保存進退・第4巻。冊號106-文號69)。「法院通訳瀬川甲子郎昇級」(『台湾総督府公文類纂』明治33年・永久保存進退追加・第5巻。冊號565-文號12)。「通訳瀬川甲子郎宜蘭庁へ出向ノ件(元台北県)」(『台湾総督府公文類纂』明治31年・元台北県公文類纂・永久保存進退・第25巻。冊號9280-文號11)、「瀬川甲子郎外数名通訳任命其他ノ件(元台北県)」(『台湾総督府公文類纂』(明治28年至明治34年・元台北県公文類纂・永久保存進退追加・第1巻。冊號9312-文號48)、「台湾総督府職員録」(台湾日日新報社, 1898年)82頁、「台湾総督府府報」第627号(1899年10月25日)・第731号(1900年4月19日)、「宮田安『唐通事家系論攷』(長崎文献社, 1979年)65~68頁。「⑦広渡桂太郎については、内閣官報局『職員録 明治29年(甲)』(印刷局, 1896年)616頁、「広渡桂太郎外一名法院通訳ニ任官及叙位」(『台湾総督府公文類纂』明治33年・永久保存進退追加・第19巻。冊號579-文號19)、「澎湖島庁通訳生広渡桂太郎非職ヲ命ス」(『台湾総督府公文類纂』明治30年・乙種永久保存進退・第14巻。冊號205-文號59)、「台湾総督府府報」第824号(1900年9月25日)・第1267号(1902年12月10日)。「⑧岡本忠平については、『岡本通訳外1名俸給の件』(『アジ歴資料』C06082444500)、「発 大生大佐 宛 真鍋大佐 通訳官3名派遣の件」(『アジ歴資料』C06061042600)、「大本営大生副官発 参謀本部藤井大佐宛 東京在住岡本忠平通訳官採用の件」(『アジ歴資料』C06060894600)、「藤井大佐 岡本忠平任命の件」(『アジ歴資料』C06061020900)、「4月7日 草葉、緒方、青木、市川、三澤、西島、大貫、野間、井手、岡本、野村清語通訳に採用大本営付命せられ度移牒」(『アジ歴資料』C09122000300)、「明治37年4月」(『アジ歴資料』C13110433800)、「満洲軍政委員、人名通牒の件 陸軍次官、軍参謀長」(『アジ歴資料』C06040625200)。「前掲『広渡桂太郎外一名法院通訳ニ任官及叙位』(冊號579-文號19)、「元法院通訳岡本忠平退官賜金給与ノ件」(『台湾総督府公文類纂』明治36年・永久保存追加・第17巻。冊號896-文號38)。「大嶋久満次外一名及尾立維孝外二十五名叙職上奏ノ件及勲章伝達ノ件」(『台湾総督府公文類纂』明治37年・永久保存・第3巻。冊號930-文號5)、「台湾総督府府報」前掲第824号・第1423号(1903年10月31日)、「山口高等商業学校『山口高等商業学校沿革史』(山口高等商業学校, 1940年)529-573頁。「⑨谷信敬については、『文部省訳語学生徒11名清国語学生徒中身に付通報方申入』(『アジ歴資料』C04028651700)、「4.11 近衛團参謀長へ通訳官に付通報」(『アジ歴資料』C06061668100)、「技師田代安定外十九名叙職上奏ニ関スル件」(『台湾総督府公文類纂』明治31年・永久保存追加・第18巻。冊號331-文號8)、「谷信敬法院通訳兼総督府翻訳官ニ任セラル」(『台湾総督府公文類纂』明治37年・永久保存進退・第11巻。冊號1021-文號28)、「谷信敬恩給証書送付ノ件(台北庁)」(『台湾総督府公文類纂』明治44年・永久保存・第6巻。冊號1772-文號4)。「前掲『大嶋久満次外一名及尾立維孝外二十五名叙職上奏ノ件及勲章伝達ノ件』(冊號930-文號5)、「台湾総督府府報」第148号(1897年8月26日)・第1141号(1902年4月17日)・第3134号(1911年1月7日)、「谷信敬氏」(『台日』1916年9月10日, 第2面)。「前掲六角『中国語教育史の研究』175~176頁。「⑩飛松次郎については、『飛松次郎恩給証書送付ノ件』(『台湾総督府公文類纂』大正7年・永久保存・第7巻。冊號2784-文號8)、「法院通訳飛松次郎総督府法院通訳任官之件」(『台湾総督府公文類纂』明治43年・永久保存進退(高)・第10巻。冊號1716-文號18)、「飛松次郎(賞與・死亡・嘱託)」(『台湾総督府公文類纂』昭和十二年十月至十二月判任官以下進退原議。冊號10255-文號115)、「台湾総督府府報」第3086号(1910年10月30日)。

表3 高等官通訳の履歴（渡台後）

|   |                    | 渡台年  | 渡台後   | 離台年                    |
|---|--------------------|------|---|------------------------|
| ① | 呉 泰寿               | 1895 | (1895.6)陸軍通訳(淡水支庁詰・月俸 55 円)→ 1895.12 淡水警察署附→ 1896.4 陸軍通訳を免ず)→ (1896.5)台北県通訳生(判任。1級俸。即日非職)→ (1896.10)台南地方法院通訳事務を嘱託(月手当 75 円)→ (1898.7)台湾総督府法院通訳(高等官 8 等・4 級俸)→ (1900)陸軍通訳官   | 1900                   |
| ② | 鉅鹿 赫太郎             | 1896 | (1896.10)台湾総督府製菓所通訳を嘱託(月手当 75 円)→ (1898.7)台湾総督府法院通訳(高等官 7 等・2 級俸)→ (1904.6)台湾総督府翻訳官(高等官 6 等・9 級俸)→ (1905.1)臨時台湾旧慣調査会事務を嘱託(手当なし)→ (1905.11)台湾総督府法院通訳を兼任(高等官 6 等)→ (1906.8)台湾総督府法院通訳(台湾総督府翻訳官を兼任。9 級俸)→ (1910.7)依願免本官並兼官  | -<br>(1933 死去<br>まで在台) |
| ③ | 藤野 貞順              | 1896 | (1896.10)高等法院・覆審法院・台北地方法院通訳事務を嘱託(月手当 75 円)→ (1897.4)通訳事務嘱託を依願解職→ (1897.5)台北県事務を嘱託(月手当 75 円)→ (1897.11 頃)台北地方法院通訳を嘱託→ (1898.7)台湾総督府法院通訳(高等官 7 等・3 級俸)→ (1904.6)休職を命ず(大本営附清語通訳として採用・奏任官待遇)→ (1906.6)休職満期  | 1904                   |
| ④ | 武藤 百智              |      | (1898.7)台湾総督府法院通訳に任ず(高等官 7 等・2 級俸)  |                        |
| ⑤ | 磯部 栄太郎             | 1897 | (1897.4)台湾総督府民政局法務部事務嘱託(月手当 80 円)→ (1897.8)御用済につき事務嘱託を解く(経費の都合により)→ (1898.7)台湾総督府法院通訳(高等官 8 等・4 級俸)   | (1899 死去?)             |
| ⑥ | 瀬川 甲子郎             | 1896 | (1896.4)民政局雇(月俸 65 円)→ (1896.5)台北県通訳生(1 級俸)→ (1898.7)宜蘭庁へ出向(1898 年 11 月 15 日時点で宜蘭庁内務課嘱託。月手当 90 円)→ (1899.10)台湾総督府法院通訳(高等官 7 等・3 級俸)→ (1900.4.5)死去(病氣)   | -<br>(1900 死去<br>まで在台) |
| ⑦ | 広渡 桂太郎             |      | (1896.11.1 日現在)澎湖島庁通訳生(判任官 3 等)→ (1897.5)非職→ (1900.9)台湾総督府法院通訳(高等官 8 等・4 級俸)→ (1902.11)依願免本官  |                        |
| ⑧ | 岡本 忠平<br>(旧名:大西忠平) | 1896 | (1896.5)台湾総督府民政局→ (1900.2)台湾総督府法院通訳→ (1900.9)台湾総督府法院通訳(高等官 8 等・4 級俸)→ (1903.10)依願免本官→ (1904)陸軍通訳(大本営陸軍幕僚満洲軍政委員附通訳。清語通訳。奏任官待遇・月俸 100 円)→ (1906.8 ~ 1908.3)山口高等商業学校の嘱託清語講師  | 1904                   |
| ⑨ | 谷 信敬               | 1896 | (1896.3)基隆着→ (1897.8)台北県景尾辨務署長(高等官 7 等・2 級俸)→ (1898.9)臨時台湾土地調査局事務官を兼任(高等官 7 等)→ (1899.6)休職(文官分限令第 11 条第 1 項第 4 号により)→ 1901.11 廃官)→ (1902.4)台湾総督府翻訳官(高等官 6 等・9 級俸)→ (1902.7 ~ 1903.10)台湾総督府秘書官を兼任→ (1904.6)台湾総督府法院通訳に任ず。台湾総督府翻訳官を兼任(高等官 6 等・9 級俸)→ (1906.8)台湾総督府法院翻訳官に任ず。台湾総督府法院通訳を兼任→ (1910.12)依願免本官並兼官   | -<br>(1916 死去<br>まで在台) |
| ⑩ | 飛松 次郎              | 1895 | (1895.6)基隆着→ (1895.8)台湾総督府雇員→ (1895.11)陸軍通訳(判任待遇)→ (1896.5)台南県通訳生(1896.9 依願免本官)→ (1896.10)台中県通訳生(1897.1 依願免本官)→ (1898.7)台湾総督府法院通訳(判任通訳)→ (1910.10)台湾総督府法院通訳に任ず(高等官 7 等・3 級俸)→ (1915.3)台湾総督府翻訳官を兼任(高等官 6 等)→ (1918.6)依願免本官並兼官(高等官 5 等・1 級俸)→ (1924.6)翻譯事務を嘱託(総督官房参事官室勤務・月手当 95 円)→ 1924.12 総督官房審議室勤務)→ (1927.1)警務局保安課勤務(総督官房審議室兼務。図書掛)→ 1927.3 月手当 100 円)→ 1929.3 月手当 105 円)→ (1937.12.17)死去(警務局保安課嘱託。470 円賞与) | -<br>(1937 死去<br>まで在台) |

註：本表の出典は、表 2 と同じ。

呉泰寿は、1881年に長崎から上京して、上記の伯父・鄭永寧のもとに寄食して東京外国語学校で「支那語」を学んでいる<sup>59)</sup>。東京外国語学校では、1876(明治9)年から、従来からの南京官話教育を続行する傍ら、北京官話教育へと転換をはかっており<sup>60)</sup>、呉泰寿の在学もこの時期に該当する。1887年以降は大阪の内外綿会社に入り上海や神戸で紡績業や綿花売買業に従事し、日清戦争開始後に兄・呉永寿とともに陸軍通訳官としてに召集された<sup>61)</sup>。

このように、呉泰寿は、唐通事の後裔で漢学・裁判所・外交方面に従事する父や伯父との関連を背景としながら、その言語能力とともに長崎・東京・北京・上海などを移動したのち、台湾で法院通訳創設時の高等官通訳に任用された。

②**鉅鹿赫太郎**：鉅鹿家の祖は福建省福州府福清県の出身の魏之琰であり、東京(北ベトナム)船主として長崎と往来して巨利を得たのち、1672(寛文12)年に、一家をあげて長崎に移住し住宅唐人となった。鉅鹿家は第7代の祐十郎から唐通事を出していたが、第8代の鉅鹿篤義も第9代の赫太郎自身も、鉅鹿家の養子になった後に鉅鹿家の娘と結婚して鉅鹿家の家督を継いでいた<sup>62)</sup>。

鉅鹿赫太郎の学歴は不明な部分が多いが、唐通事の家で彭城家に出自をもつ彭城平とともに、長崎語学校で漢文の素読を授けていたという<sup>63)</sup>。その経歴は、表2・3に示したように、日清戦争前には裁判所書記として神戸地方裁判所に所属し、日清戦争開始後に陸軍通訳官となり清国へ出張、帰朝後1896年5月に再び神戸地方裁判所書記となり、約半年後に台湾総督府製薬所の通訳を嘱託され、1898年7月の法院通訳創設時の高等官通訳に任用された。その後は総督府翻訳官に転じた時期もあるものの1910年まで在任し、高等官通訳のなかでも在任期間は最長に及んでいた。

⑥**潁川甲子郎**：唐通事の葉姓潁川家の出目で、父は第8代の潁川重寛(保三郎)である。

父の潁川重寛は、1862年に訳家学校(唐通事学校)の教授方の一人で、また、1870年に外務省三等書記官として遣清大使に従い通訳の任にあたり、1871年には外務省の漢語学所の教師9名のうちの一人であった。その後、文部省の外国語学校教諭、高等商業学校の教授などに補せられたのち、1888年に長崎に帰り、1891年死去した<sup>64)</sup>。長崎には重寛の墓碑が建てられ、そこには1904年12月の碑文<sup>65)</sup>があり、この中に法院通訳を含む多数の台湾関係者の名が刻まれている。碑文建設は「旧門生等多年ノ宿望」として13回忌(1903年)に際して「台湾総督府在勤谷信近君功ニ建碑ノ議ヲ首唱」し、立地は「先生墳墓ノ地ナル崎陽」とするために「建碑一切ノ事務執行ヲ在長崎旧門生」で行ったと

いう。代表者5名のなかに高等官通訳経験者の広渡桂太郎（表2・3⑦）の名がある。「門生共建」として62名が列挙された中には、谷信敬（表2・3⑨）とその兄の谷信近、前述の呉泰寿（表2・3①）とその従兄の鄭永昌・鄭永邦（双方とも鄭永寧の息子。天津領事や北京公使館書記官となる）と呉大五郎（呉碩の息子）、潁川甲子郎の従兄の潁川君平<sup>66</sup>や、台湾で活動した里見義正・榊原源太郎・彭城邦貞らの名も刻まれている。

重寛の息子・潁川甲子郎は、葉姓潁川家の第9代にあたり、表2・3に見るように、1894年10月に大阪地方裁判所書記のときに、陸軍から「支那語通訳官」として採用の要請があったこと、1896年4月以降、台湾総督府の雇・通訳生・囑託などを歴任した後、1899年10月に法院の高等官通訳に任用され、半年後に病死していたことが確認しえる。

以上のように、父・重寛の門下生のなかには、呉泰寿・広渡桂太郎・谷信敬などの法院高等官通訳の名があり、かつ、呉家・潁川家・鄭家などの唐通事の後裔たちの名も多くみられ、甲子郎自身も法院通訳創設翌年には高等官通訳に任命されていることから、長崎の唐通事の系譜から台湾へ移動した官話通訳へのネットワークが看取できよう。

⑦**広渡桂太郎**：広渡桂太郎は、唐通事の系譜の出自ではないが、表2に見るように、維新期から長崎において漢学・清国語学などを学んでいた。1869年から1871年は長崎府が管轄する広運館に入り清国語学・数学を修業し、次いで1871年から1876年には、呉碩が設置した咸成社に入り清国語学・漢学・史牘文・散文等を修めている。この呉碩は、前述した唐通事の呉家第8代・呉用蔵の「呉家六駿」の第4子で、別家の唐通事の呉家（祖は福建省漳州府遷和）を継ぎ、のちに外務書記生となり上海・厦門領事館に歴任した人物である<sup>67</sup>。

次いで、広渡は1876年から1878年に、東京外国語学校雇教師の「清国北京人」の薛乃良・龔思録から北京官話を学んでいる。前述のように東京外国語学校では、1876年から北京官話教育へと方針転換をはかっており、広渡はこの最初の教師たちから北京官話を学んだことになる。以後も、南京官話・官府往復文・史牘文・散文体の翻訳や漢学や詩文などの研鑽を積んでいった。

また、広渡は、前述の潁川重寛建碑の代表者5名のうちの一人でもあり、長崎の唐通事の系譜からの薫陶を受けるとともに、近代日本が対外関係を拡張させ北京官話教育の需要が増すなかで、その潮流にも合致させた言語学習を選び取っていったといえよう。

渡台後の広渡は、1900年に法院の高等官通訳に任命された。任命理由としては、高等官通訳の武藤百智が辞職し、潁川甲子郎が死去したため、2名の欠員が生じたので、広渡桂太郎・岡本忠平の両者は「多年法院ニ於ケル通訳ノ事務ニ従ヒ其閱歴技倆ニ於テ高等

官通訳トシ十分ノモノ」というもので、通訳事務経験が評価されていた<sup>68)</sup>。

以上のように本項では、長崎から台湾へ移動した高等官通訳たちについて、唐通事の系譜との関係から検討した。彼等は近世から近代移行期の長崎の言語学習環境を背景としながら、日清戦争以前から長い時間をかけて言語を身に付けてきた人々であった。ただし、留意しておきたいのは、北京官話は近代日本では日清国交成立後に導入された比較的新しい領域であり、近世以来の伝統的な漢学とは必ずしも同一視できないという点である。近代以降に導入された北京官話を迅速に接触・吸収した人材が長崎の唐通事の系譜から生じ、北京官話能力を以て彼等は台湾で法院通訳創設初期に高等官通訳に任命されたのであった。

#### 4.2.2 北京・上海への遊学

本項では、北京や上海への遊学を経た、③藤野貞順、④武藤百智、⑧岡本忠平について検討する。

③藤野貞順：藤野は、表2に示したように、1876年に清国北京へ留学し、1882年に帰朝してからは陸軍省准判任御用掛、1888年には参謀本部陸軍部雇になっている。

日清戦争時の1894年9月に藤野自身が「支那語通弁」に志願した際の書簡によれば、このときの肩書きは「佐世保港海軍御用船玄海丸事務員」で、かつて「四五年間支那ニ留学致シ全国ノ言語文字及地理等ニハ多少通曉」していると述べているように<sup>69)</sup>、清国における学習成果を強調しながら、通訳としての雇用を自ら希望していた。1896年の渡台後は法院で通訳事務の囑託などをしており、常設の法院通訳の創設以前から法院の通訳業務に従事していたことが確認しえる。1898年7月に高等官通訳に任命されると、1904年に日露戦争に際して大本営附清語通訳となるまで在任していた。

④武藤百智：武藤百智については、管見の限り、断片的な資料しかない。生まれは1864年で山梨県の平民出身である。法院の高等官通訳に任命時には、「元陸軍通訳(判任待遇)」という経歴が記載されている<sup>70)</sup>。

このほか、1884年11月に上海で開校された「亜細亜学館」において、開校1ヶ月後の学力試験に際して、「支那学」「英学」の両科目の成績優秀者として武藤百智の名も公表されていることが、六角恒廣『中国語教育史の研究』から明かになる。六角によれば、「亜細亜学館」は、言語面では「清国語及び英仏学ヲ教授」し、教科名は東京外国語学校の方式にならったものと考えられ、「支那学」の学科名は「旧唐通事時代」の言い方となっているという。また、言語面は開校後に改正されたものの、「唐話時代の名残り」と北京官

話教育に使用された『語言自邇集』の新しい科目が錯綜するものと指摘している<sup>71)</sup>。ここからは、藤野貞順が上海にわたり「亜細亜学館」で試験を受け優秀な成績をあげたこと、「唐話」と北京官話の双方が科目に混在していたことがうかがえる。

なお、台湾における武藤の通訳時の様子については、1899年の覆審法院での死刑判決の際に、「武藤通訳官及土人駿清通訳は慎重に之れを訳述」というように、複通訳制度をとっていたことがわかる<sup>72)</sup>。

⑧岡本忠平：岡本忠平は、1890年から1893年間の約2年半、上海の日清貿易研究所で学んだ経歴を持つ。岡本の学歴を記した書類には、日清貿易研究所における言語学習の課目として、第1年目は「支那普通官話」・「普通英学」・「作文（和/漢）」、第2・3年目には「官話」「上海語」・「普通英学」・「尺讀」・「公文」を学んでおり<sup>73)</sup>、北京官話のほか、上海語・漢文の読み書きなどの基礎を習得していたことがわかる。その後、陸軍通訳官を経たのち、台湾で法院通訳となった。1900年の覆審法院における裁判の様子では、「岡本通訳官陳土語通訳等出廷、被告なる蕃人瀧浪の審問」をし、さらに台東庁派遣の「生蕃通訳潘元和も出廷」というように<sup>74)</sup>、やはり複通訳制をとっていたことがわかる。

以上のように本項では、日清戦争以前に清国の北京や上海へ遊学し、清国の複数言語を学習したのち陸軍通訳を経て、台湾で法院の高等官通訳に任命されていた人材が確認しえる。

#### 4.2.3 東京外国語学校の卒業生

本項では、前掲①呉泰寿を除き、東京外国語学校を卒業した⑤磯部栄太郎、⑨谷信敬について検討する。

⑤磯部栄太郎：北海道出身の磯部は、1884年に東京外国語学校漢語学科を卒業し、同年に同校の漢語学教員として勤務した。前述のように、この時期の同校「漢語学」は、すでに北京官話教育への転換が図られていた。

1885年に磯部は司法省御用掛となり新潟始審裁判所の書記になったが、この翌年、磯部の徴兵猶予をめぐり、陸軍省・新潟始審裁判所・司法大臣の間で、複数回のやりとりが行われていた。焦点は、裁判所における磯部の通訳としての確保である。新潟始審裁判所は、磯部の徴兵猶予措置を希望したが、その理由は、新潟は「他ノ地方ト異ニシテ醸酒事件ヲ始メ其他清国人交渉ノ訴件多」いために「支那通弁翻訳等ハ同始審裁判所ニ在テ緊要欠ク可カラサル業務」とし、清国人との交渉の要としての「支那通弁」として磯部は必要不可欠の人材として徴集猶予を願うというもので、最終的には徴兵猶予が認

められた<sup>75)</sup>。磯部の通訳能力が高く評価されていたことがわかる。

このあと磯部は、東京・札幌・函館の裁判所書記などを歴任し、1897年に渡台して民政局法務部事務嘱託を経て、1898年の法院通訳創設時に高等官通訳に任命された。翌年8月3日には、危篤に陥り特別増俸がなされていることから<sup>76)</sup>、おそらくこの頃に死去したと考えられる。磯部の場合、日清戦争期でも陸軍通訳官になった経歴はみられず<sup>77)</sup>、従軍後に法院通訳に任官という他の通訳の経歴とは異なるものであったといえよう。

⑨谷信敬：谷信敬は、その兄・谷信近とともに壬生藩士（現・栃木県）の家に生まれ、曾祖父と祖父は二代続いて代官を務めた。1872年に兄弟ともに東京に出て中村敬宇の門に学ぶ傍ら、伯父・信鋭が海軍勤務、その子・信久も海軍兵学寮砲術の教官であることに影響を受け兄弟ともに海軍を志すに至った。しかし、旧藩公の支族鳥居愷が「隣邦支那との融和親善を図り、相互文化の向上に貢献するの必要を解説し、支那語を修得するが奉公の要旨であらうと勧めた」ため、「兄弟共初志を翻し」て1879年に東京外国語学校に入り「支那語」を学ぶ事になった。兄・信近は1883年に同校を卒業後、北京留学、外務省に入り仁川領事館勤務、裁判所通訳などを歴任し、再び外務省入りして元山領事館に在勤中、日清戦役で陸軍通訳となり、その後に台湾で総督府翻訳官<sup>78)</sup>となった<sup>79)</sup>。

高等官通訳となる弟・谷信敬は、兄とともに東京外国語学校に入ったが、その在学中に参謀本部清国留学生に採用され北京で2年間在留した。帰朝後は「各鎮台、又は参謀本部及び在京陸軍関係の諸学校に配属せられ、支那語教授の任」にあたり、1893年に兵庫県庁外事課員になると「専ら支那人関係の事務を処理」した。1891年に清国北洋艦隊が神戸港に来た際には、兵庫県知事林董の通訳に任じ、艦隊司令官丁汝昌は、谷信敬の「流暢なる支那語に感歎して曰く『君の如きは清国より帰化したものであらう。さもなくば斯く巧妙なる筈なし。谷信敬の名も亦支那にある名である』と述べたと云ふ」との逸話が残っている。日清戦争時は陸軍通訳官となり、台湾領有後の1896年に渡台して、辨務署長となったのち、1904年に法院の高等官通訳と翻訳官を兼ねて任用された<sup>80)</sup>。

谷信敬の「支那語」能力について、法院通訳の小野西洲（真盛）の回想では、その「語学は天才にして発音の正、会話の巧、神に入るの妙あり」といい、「全く支那人と異なる所なく」と賞賛していた<sup>81)</sup>。他方で、渡台後には台湾語学習にも関わった形跡があり、1901年には「土語講演」をしたり<sup>82)</sup>、「台湾語学同志会」を企画したり<sup>83)</sup>、翌年には憲兵に対する「土語試験」の試験官を担当するなどといった記事が散見される<sup>84)</sup>。

以上のように、東京外国語学校を卒業したのち、裁判所や陸軍や地方庁で通訳業務経験を積んだ後、台湾で高等官通訳に任命された人材が確認しえる。



#### 4.2.4 高等官官話通訳の漸減と消滅

ここでは、漸減する官話通訳のうち、最後の高等官通訳である⑩飛松次郎を検討する。

⑩飛松次郎：飛松は渡台前には陸軍通訳として日清戦争に従事し、1895年の渡台後には、地方庁の通訳生から法院の判任官通訳を10年以上経て、1910年に高等官通訳に昇進するという、地道な経歴となっている。

飛松の高等官昇進の理由として、総督府側は「数年法院通訳ニ従事シ学識経験ヲ有シ通訳トシテ適任ノ者」としていた。しかし、昇進の交渉過程で本国では、その学歴に疑義を呈していた。その疑義とは、「飛松次郎ハ漢語通訳タラシメントスルモノナリヤ」と確認したうえで、「学歴ニ依レハ四ヶ月間ノ修学ニ過キザルガ如キヲ以テ充分ニ通訳シ得サルモノト認メラル」として、学歴不足による通訳能力不足を危惧していた。対する総督府側は、「飛松次郎ハ漢語通訳ニ従事セシムル筈」と明言し、かつ、1898年の「判任通訳拝命以来絶ヘス漢語通訳ニ従事シ成績良好殊ニ法廷通訳トシテ堪能ノモノナリ」として、「漢語通訳」としての長い実務経験を評価基準として、高等官への任命にこぎつけた<sup>85)</sup>。

飛松は1918年に高等官通訳を退いた後、1937年に死去するまで総督府の囑託として翻訳業務に従事しており、その翻訳能力を総督府側が高く評価していたことが確認しえる。しかし「漢語」に特化した法院の高等官通訳としては、最後の在任者となった。

## 5 おわりに

以上のように、本稿では法院通訳の使用言語について、1898年から1918年までの約20年間を対象として検討を行った。第2章では、台湾社会における言語使用状況について、1905年の臨時台湾戸口調査を用いて検討した。「常用語」「副用語」とともに「福建語」を筆頭とした「土語」の用域が広いこと、「内地語」「清語」とともに用域は非常に限定的であり「言語共通」の媒介用語としての効用は期待できない状況を確認した。しかし、法院では本国基準の制度に即して「内地語」を基本とするなか、さしあたりの媒介用語としての「清語」(官話)を使用せざるを得ない状況があった。ここからは、法院と台湾社会における言語使用状況には、明かに齟齬が生じていたことがわかる。

第3章では、法院通訳の使用言語について、官話通訳・「土語」通訳をめぐる論争を、通訳制度を視野にいれながら検討した。1902年9月時点の『台日』紙上の論説では、3人の論者により、官話通訳の要不要、「土語」通訳の要不要、複通訳制度と単通訳制度の廢

止／継続をめぐる、批判の応酬が繰り返された。論争の際には、使用言語による意思疎通の有無や、口頭審理原則との矛盾の有無のほかに、北京官話の「威信」や「土語」の「品位」などのように、それぞれの言語が法廷にもたらす効用も論点とされていた。「土語」通訳の効能としては、捜査や訊問などの台湾社会との接点が挙げられ重要視されていた。他方で、官話通訳の作文能力に関しては、その実態はネイティブチェックなしでは成立しない側面が指摘されるなど、官話通訳の効能に批判的な論調も噴出していった。以上の論争では複通訳制度の限界が指摘されており、鈴木覆審法院長期には、「土語」奨励の方向で単通訳制度への方針が示されたが、他方で覆審法院限定の「高給」の官話通訳の設置継続が考慮されていた。

第4章では、1898年からの約20年間に在任した合計10名の内地人の高等官の官話通訳について、個々の経歴から検討した。その際には、江戸時代からの唐通事の系譜をひく後裔たち、北京や上海への遊学経験者、東京外国語学校の卒業者など、北京官話の多様な学習経験に着目して分類しつつ検討した。開国以降の近代日本では日清国交成立と日清戦争に至る過程で北京官話通訳の育成が図られてゆくが、他方で植民地統治開始後の台湾では「土語」が席捲する状況は維持されていた。したがって、北京官話への一時的な依存は不可欠であったものの、次第に脱却が図られてゆき、高等官の官話通訳は漸減し消滅していった。

本稿で見た法院通訳における北京官話への依存から脱却へ到る過程は、翻って「土語」通訳の育成と表裏一体となるものであり、1910年代以降に姿を現す台湾語通訳育成への布石とみなすことができよう。

#### 注

- 1) 本稿は、同志社大学人文科学研究所の第20期(2019～2021年度)第8研究会「現代レイシズムの批判的比較分析—植民地研究との融合を目指して」(代表:菊池恵介教授)の共同研究の成果であり、かつ、文部科学省の科学研究費・基盤研究(B)「言語帝国主義と「翻訳」」(16H03467)、基盤研究(A)「岡松参太郎を起点とする帝国と植民地における法実務と学知の交錯」(18H03618)の成果の一部である。
- 2) 本稿では、警察や地方庁などのほかの通訳と区別するために、法院通訳と呼称する。
- 3) 岡本真希子「植民地統治初期台湾における法院通訳の人事—制度設計・任用状況・流動性」(『社会科学』第48巻第4号、同志社大学人文科学研究所、2019年2月)79～106頁。
- 4) 北京官話教育については、六角恒廣『中国語教育史の研究』(東方書店、1988年)第Ⅱ篇「北京官話教育への転換期」(119～193頁)、参照。
- 5) 植民地統治初期台湾における重層的な言語構造や呼称については、富田哲『植民地統治下

での通訳・翻訳－世紀転換期台湾と東アジア』（台北市：到良出版，2013年），参照。

- 6) 富田哲「日本統治開始直後の『台湾土語』をめぐる知的空間の形成」（『多言語社会研究会年報』第5号，三元社，2009年，55～77頁），曾品滄「日治時期臺灣菜譜的演進與東亞食文化的跨境流動」（『臺灣史研究』第25卷3期，台北市：中央研究院台湾史研究所，2018年9月，57～96頁），参照。なお，研究史の概要は，富田哲「日本統治期台湾の通訳者，通訳をめぐる近年の研究動向」（『世界の日本研究 2017－国際的視野からの日本研究』国際日本文化研究センター，2017年，322～334頁），参照。この富田論文には「岡本は台湾の成功大学在職中，楊〔承淑：岡本補足〕主催の研究會に参加していたことがあり」（331頁）と記しているが，岡本の通訳関連の一連の研究は，国立成功大学人文社会科学研究所に依るものであり，富田のいう当該研究会とは関係はない。
- 7) 『語苑』を用いた1910年代以降1940年代前半までの法院通訳に関しては，岡本真希子「日本統治前半期台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』－1910－1920年代を中心に」（前掲『社会科学』第42巻2・3合併号，2012年12月，103～144頁），岡本真希子「『国語』普及政策下台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』－1930－1940年代を中心に」（前掲『社会科学』第42巻4号，2013年2月，73～111頁），参照。
- 8) 帝国日本の官吏は，植民地・本国ともに，上から高等官と判任官に分けられ，さらに高等官×等・判任官×等というように官等で身分は明確に区別され，厳然たる身分秩序が形成されていた。
- 9) 前掲六角『中国語教育史の研究』196～203頁。
- 10) 前掲岡本「日本統治前半期台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』・『国語』普及政策下台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』」，参照。
- 11) 陳培豊「從三種演歌來看重層殖民下的臺灣圖像」（『臺灣史研究』第15巻2期，2008年6月，79～133頁），陳培豊「聽歌識字創新文：做為識讀工具的臺語歌謠」（『思想』第24期，台北市：聯經出版，2013年10月，77～99頁），参照。
- 12) 富田哲「統治の障害としての「通訳」－日本統治初期台湾総督府「通訳」に対する批判」（『淡江日本論叢』第23号，新北市：淡江大学日本語文学系，2011年，205～229頁），前掲富田「日本統治開始直後の『台湾土語』をめぐる知的空間の形成」，参照。
- 13) 『職員録』を用いた法院在任者については，岡本真希子「植民地統治初期における台湾総督府法院の人事－判官・検察官の任用状況と流動性を中心に－」（前掲『社会科学』第48巻第2号，2018年8月）註18（275頁），参照。
- 14) 前掲岡本「植民地統治初期台湾における法院通訳の人事」，参照。
- 15) 本国における北京官話学習の経緯については，前掲六角『中国語教育史の研究』119～193頁，中嶋幹起「唐通事の担った初期中国語教育－南京官話から北京官話へ」（東京外国語大学史編纂委員会編『東京外国語大学史－独立百周年（建学百二十六年）記念』東京外国語大学，1999年，「Ⅱ 個別史 中国語」所収）869～872頁，参照。
- 16) 岡本真希子「日清戦争期における清国語通訳官－陸軍における人材確保をめぐる政治過程」（『国際関係学研究』第45号，津田塾大学研修・紀要委員会，2019年3月，27～39頁）で

は、日清戦争期の資料中の「支那語」「清国語」「清語」などの用語中から、本国・軍部などの資料に見られる「清国語」を用いた。しかし、本稿では第2章での戸口調査でも総督府側で使用していた用語「清語」を用いる。

- 17) 日本本国（「内地」）に本籍を置く日本人のこと（日本統治期の戸籍は血統主義であり、出生地主義をとらない）。日本統治期には「内地人」と呼称（以下、カッコを省略する）。
- 18) 前掲岡本「日本統治前半期台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』」109・126頁。
- 19) 同調査の経緯と概要は、富田哲「1905年臨時台湾戸口調査が語る台湾社会－種族・言語・教育を中心に－」（『日本台湾学会報』第5号、日本台湾学会、2003年）87～106頁、参照。
- 20) 臨時台湾戸口調査部『明治三十八年 臨時台湾戸口調査記述報文』（臨時台湾戸口調査部、1908年。以下、『明治三十八年 記述報文』と略す）216頁。
- 21) 前掲『明治三十八年 記述報文』216頁。
- 22) 前掲『明治三十八年 記述報文』213～214頁。
- 23) 前掲『明治三十八年 記述報文』214・217頁。
- 24) 前掲『明治三十八年 記述報文』214・217頁。
- 25) 前掲『明治三十八年 記述報文』214・217頁。
- 26) 前掲『明治三十八年 記述報文』221頁。
- 27) 前掲『明治三十八年 記述報文』222頁。
- 28) 前掲『明治三十八年 記述報文』222頁。
- 29) 「本島人」は、漢族系に対する統治側（日本側）による呼称。
- 30) 前掲『明治三十八年 記述報文』225頁。
- 31) 前掲『明治三十八年 記述報文』225～226・231～232頁。
- 32) 前掲『明治三十八年 記述報文』232～235頁。
- 33) 前掲『明治三十八年 記述報文』236頁。
- 34) 前掲『明治三十八年 記述報文』237・243・249頁。
- 35) 門外子「台湾司法沿革（五）」（『台法月報』第24巻第1号、1930年1月号）79～80頁。以下、本項の引用部分は、特にことわりの無い限り、同論説による。
- 36) 前掲「台湾司法沿革（五）」80頁。同論説では、日本領有後の台湾で「北京語通訳を使用」することは「無益なる支那制度に心酔したるもの、如く擲揄」されることもあったという。
- 37) 前掲「台湾司法沿革（五）」80頁。
- 38) 本図の対象となった裁判と出典の雑誌『高山國』については、前掲岡本「植民地統治初期台湾における法院通訳の人事」91～92頁、参照。
- 39) 小野西洲「台湾語学界追懷録」（『語苑』第24巻第2号、1931年2月、68～72頁）。
- 40) 三元「台政上に於ける土語の位置」（『台日』1902年9月5日、第1面）。
- 41) 三元「司法機関の刷新期」（『台日』1902年9月11日、第1面）。
- 42) 審理の方式において、弁論や証拠調べを口頭で行うこと。
- 43) 呦嗚子「司法部の刷新を論ず（上）」（『台日』1902年9月19日、第1面）。
- 44) 呦嗚子「司法部の刷新を論ず（中）」（『台日』1902年9月20日、第1面）。

- 45) 呦嗚子「司法部の刷新を論ず(下)」(『台日』1902年9月21日, 第1面)。
- 46) 中国で、その時代に一般に用いられている文体。特に明代の科挙の答案に用いられた文体、または、清末から民国にかけて行われた文体を指す。
- 47) 介山「複通訳廃すへし(上)」(『台日』1902年9月23日, 第1面)。
- 48) 介山「複通訳廃すへし(中)」(『台日』1902年9月24日, 第1面)。
- 49) 介山「複通訳廃すへし(下)」(『台日』1902年9月26日, 第1面)。なお、この論説には、「余は通訳者として訳文の技能を兼有するの必要あるを知る」との一文があり、ここから、筆者の「介山」は「通訳者」の一人であることがうかがえる。
- 50) 「鈴木前院長と司法事務(一)・(二)・(三)」(『台日』1907年8月7・8・10日, 第1面)。同記事は鈴木の前院長から大審院検事への転出に際して、鈴木功績を列挙したもの。
- 51) 前掲「鈴木前院長と司法事務(二)」。
- 52) 前掲岡本「植民地統治初期台湾における法院通訳の人事」95～97頁, 参照。
- 53) 長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第二巻近世編(長崎市, 2012年)570～578頁。
- 54) 前掲『新長崎市史』第三巻近代編(長崎市, 2014年)369頁。許華華「幕末明治における長崎唐通事の史的研究」(関西大学, 博士論文, 2012年9月)の第二編第3章「明治期における唐通事家子弟と語学習得」(133～149頁), 参照。
- 55) なお、個々の唐通事の系譜と台湾との関連についての詳細な考察は、準備中の別稿に譲る。
- 56) 東亜同文会編『続対支回顧録』下巻(原書房, 1973年〔原本は1941年刊])223～227頁。
- 57) 古川増寿『長崎県人物伝』(長崎県教育会, 1919年)484～486頁。
- 58) 東亜同文会編『対支回顧録』下巻(原書房, 1968年〔原本は1936年刊])32～39頁。
- 59) 前掲『続対支回顧録』下巻, 223～227頁。
- 60) 背景として、日清修好条規批准(1873年4月)で日清の正式な国交が開かれ、1874年5月に第二代清国公使・柳原前光の清国赴任に際して、「公使館の要員として北京官話のできる通訳が必要となった。開学の当時、文部省所管の東京外国語学校では南京官話が教授されていて、北京官話を学んだものはまだいなかった」ため、北京官話通訳養成が図られてゆくこととなった(前掲中嶋「唐通事の担った初期中国語教育」869・885頁)。
- 61) 前掲『続対支回顧録』下巻, 223～227頁。
- 62) 宮田安『唐通事家系論攷』(長崎文献社, 1979年)991～994頁。「鉅鹿赫太郎恩給証書送付ノ件(台北庁)」(冊號1772-文號3)のコマNo.41～44, 1911年1月10日附。岡本真希子「越境する唐通事の後裔・鉅鹿家の軌跡—対外戦争と植民地統治のなかの通訳」(『青山史学』第38号, 青山学院大学文学部史学科研究室, 2020年2月刊行予定)。
- 63) 前掲『対支回顧録』下巻, 44～45頁。
- 64) 前掲中嶋「唐通事の担った初期中国語教育」867～868・872頁。
- 65) 前掲中嶋「唐通事の担った初期中国語教育」872～875頁。
- 66) 別家の唐通事・葉姓頼川家の第9代。紐育領事・神戸税関長を歴任。著書に、唐通事の家系を列挙した『訳司統譜』(1897年。〔『長崎県史』史料編・第4巻に所収])がある。
- 67) 呉碩の系譜については、前掲宮田『唐通事家系論攷』671・677～685・688・742～760・

- 771～785頁,「呉碩君 呉啓太君」(前掲『対支回顧録』下巻)95～96頁,参照。
- 68)「広渡桂太郎外一名法院通訳ニ任官及叙位」(『台湾総督府公文類纂』明治33年・永久保存進退追加・第19巻。冊號579-文號19)。
- 69)「支那語通弁志願者回答の件」(「アジ歴資料」C06031023400)所収。藤野貞順発・陸軍省官房宛,1894年9月25日附,毛筆書簡。
- 70)「台北県知事村上義雄外十名位階進級又ハ叙位ノ件(内務大臣宛)」(『台湾総督府公文類纂』明治33年・永久保存追加・第36巻。冊號560-文號14)。
- 71)前掲六角『中国語教育史の研究』272～285頁。
- 72)「盧阿爺の公判(死刑宣告)」(『台日』1899年12月17日,第2面)。
- 73)前掲「広渡桂太郎外一名法院通訳ニ任官及叙位」(冊號579-文號19)。
- 74)「生蕃瀧浪の公判」(『台日』1900年3月2日,第2面)。
- 75)「磯部栄太郎徴集猶予の件」(「アジ歴資料」C03030111000)所収。1886年9月4日。
- 76)「法院通訳磯部栄太郎昇級」(『台湾総督府公文類纂』明治32年・永久保存進退・追加第13巻。冊號463-文號2)。
- 77)磯部の渡台経緯は不明だが,渡台前の磯部の勤務地・札幌地方裁判所では,同時期の裁判所長が高野孟矩である。渡台後の高野は台湾総督府高等法院の初代院長で,渡台後の磯部の民政局法務部事務囑託の時期と重複するため,高野の縁故による渡台も考えられる。
- 78)総督府翻訳官については,富田哲「日本統治初期の台湾総督府翻訳官-その創設およびかれらの経歴と言語能力」(『淡江日本論叢』第21輯,2010年,151～174頁),参照。
- 79)前掲『対支回顧録』下巻,661～665頁。
- 80)前掲『対支回顧録』下巻,661～665頁。
- 81)西洲「谷信敬君を惜む(上)」(『台日』1916年9月17日,第3面)。
- 82)「台湾経済研究会の開会」(『台日』1901年10月17日,第2面)。
- 83)「台湾語学同志会」(『台日』1901年11月7日,第2面)。
- 84)「土語試験」(『漢文台湾日日新報』1902年5月22日,第4面)。
- 85)「法院通訳飛松次郎総督府法院通訳任官之件」(『台湾総督府公文類纂』明治43年・永久保存進退(高)・第10巻。冊號1716-文號18)。